

令和4年度とっとりSDGs推進補助金 「若者団体活動支援型」募集要項

1 趣 旨

県内のSDGsの理念に沿った地域づくりに取り組もうとする活動を支援することを目的として、県内に居住する若者で構成される団体を対象に、とっとりSDGs推進補助金「若者団体活動支援型」の交付を希望する団体を募集します。

■SDGsとは？

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

2 募集する事業

上記「1趣旨」に基づくSDGsの推進につながる取組の提案を募集します。採択後は、とっとりSDGsプラットフォーム、とっとりSDGsパートナー制度に登録している支援団体（以下「支援団体」という。）及び公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）と連携しながら、事業を行っていただきます。

ただし、趣旨に関連するものであっても、学校の正規の教育課程として行われる活動については対象外となります。

3 補助金の概要

補助上限額	補助率	補助予定件数	対象期間
10万円	10/10	5件程度	補助金交付決定日から令和5年2月28日(火)まで

(1) 補助対象団体

鳥取県内に居住する、申請書を提出する年度の末日までに16歳から29歳までの年齢となる者が全構成員のうちの3分の2以上を占める3名以上の非営利で公益を目的とした団体（法人格の有無を問わない。）

*申請者が未成年（申請日時点）の場合、申請者の法定代理人の代表者（保護者等）は、補助金の申請、交付決定がされた場合に事業を実施することについてあらかじめ同意し、申請の際には同意書の提出が必要となります。また申請者が未成年の場合、補助金の支払いについては法定代理人に支払うことを基本とします。なお、団体の代表者が教員や保護者など成人（18歳以上）の場合は同意書の提出は必要ありません。

※次の団体は対象外とします。

- ・ 県が交付する補助金等を当該事業に充当している団体
- ・ 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- ・ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
- ・ 団体として実体のないもの

(2) 補助対象経費

I. 対象経費となる例

項 目	内 容
報 償 費	講師、アドバイザー等の謝金（団体の構成員に対する場合は、取組に主要な役割を果たす場合に限り対象とする。この場合、旅費とあわせて補助対象事業費（10万円を上限とする。）の1/3以内を目安に対象とします。）
旅 費	講師、アドバイザー等の旅費（団体の構成員に対する場合は、取組に主要な役割を果たす場合に限り対象とする。この場合、報償費とあわせて補助対象事業費（10万円を上限とする。）の1/3以内を目安に対象としま

		す。)
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料等
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
	光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等 (領収書上区分が困難なものは対象外)
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等 (電話代は補助事業の経費として区分困難であり対象外)
	広告料	参加者募集の広告費等
	手数料	振込手数料等
	保険料	ボランティア保険料等
	会議等の実施に要する経費	資料代、会場代等 (本補助事業の対象となった団体が手配等を要したものの経費のみ)
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費 (事業の主要部分を委託することは不可)	
使用料及び賃借料	会場使用料 (会議等の実施に要する経費を除く)。借上げ自動車代	
原材料費	植樹用の苗木等。ただし、苗木等を購入して、単に配布や販売のみを行う場合は対象外	

※経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。

※視察に要する経費については、センターが特に必要と認める場合を除き対象外とします。

II. 対象外の経費となる例

- i. 団体の運営に係る経常的な経費及び人件費 (電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費も含む。)
- ii. 団体の構成員に対する個人給付的な経費 (事業に主要な役割を果たすものを除く)
- iii. 購入価格が5万円以上の備品の購入経費及び机・椅子・事務機器等の経費
- iv. 工事請負費
- v. 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- vi. その他補助対象経費として不適当と認められる経費

4 支援団体との連携・研修等

本補助事業では、SDGsの普及啓発を図るため、支援団体との連携を必須としており、下記の仕組みを取り入れて実施します。

(1) 支援団体による支援

課題解決に取り組む採択団体に対し、支援団体及びセンターが支援を行います。

(支援団体による支援内容の例)

事業企画の立案、講師派遣、広報活動、イベント開催場所等の提供、ボランティア等の人的支援等

(2) スタートアップ研修会の実施

本補助事業の採択決定後、支援団体等と事業の進め方についての協議を行います。(原則オンラインによるプロジェクト毎の個別実施)

(3) 過程・成果の公開

本補助事業は、SDGsを多くの県民に普及・啓発することを目的としていますので、事業の過程や成果について広く公開することで、今後のSDGsの推進に活かします。

事業終了後にアンケートや聞き取り、成果報告会に御協力いただくことがあります。

5 応募方法

(1) 募集期間

令和4年5月9日（月）から6月20日（月）まで

(2) 事前相談

補助事業の募集にあたり、事前に補助事業の概要の説明、募集テーマに関連する支援団体及びセンターとの相談の場を設けます。

期間：令和4年5月9日（月）から6月10日（金）まで

※支援団体及びセンターとの相談を希望する場合は、事前に下記「7 応募先」までお申し込みください。

(3) 応募方法

(1) 募集期間内に、申請書、事業計画書、収支予算書（規則様式第1号、様式第1～2号）等を「7 応募先」まで提出してください。（持参・郵送による募集期間必着）

6 審査方法

申請書を受領後、審査会を開催し、審査委員の審査により補助団体を決定します。

- ・実施方法 書類選考及びプレゼンテーションによる選考
- ・審査基準 「SDGsに取り組む意欲」、「モデル性」、「波及効果（経済性、環境性、社会性）」、「持続可能性」の観点に重点を置いて審査します。

7 応募先

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（担当：谷・寺坂）

住所：倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2 階

電話：0858-24-6460 ファクシミリ：0858-24-6470

電子メール：info@tottori-katsu.net ホームページ：<http://tottori-katsu.net>